

# 食品表示等問題関係府省庁等会議の設置について

平成 25 年 11 月 11 日

食品表示等問題関係府省庁等申合せ

## 1. 趣旨

今般、複数のホテルチェーンにおいて、その提供する料理のメニュー等に関して使用食材の不適切な表示が行われていたことが発覚した。こうした不適切な事案は、百貨店や宅配便など他の業界にも広がりを見せ、消費者の食への信頼を揺るがす大きな問題となっている。

本問題に対し、関係府省庁等の担当局長等が参集し、情報の共有を図るとともに、政府一丸となった取組について協議するため、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）の下に食品表示等問題関係府省庁等会議を設置する。

## 2. 構成

- (1) 食品表示等問題関係府省庁等会議は、消費者庁次長を議長とし、次の関係府省庁等の担当局長等で構成する。

内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

- (2) 食品表示等問題関係府省庁等会議には、議長が必要と認める者の出席を求めることができる。

## 3. 議事の公表

議長は議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公表するものとする。

## 4. その他

食品表示等問題関係府省庁等会議の庶務は、関係府省庁等の協力を得て、消費者庁において処理する。